

山環第G4135-12号
平成28年(2016年)2月26日

山口県知事 村岡嗣政様

山陽小野田市長 白井博文

西沖の山発電所（仮称）新設計画環境影響評価方法書について（回答）

平成27年11月10日付け平27環境政策第565号で山陽小野田市に照会がありました標記の件について、当市において慎重に審議した結果、下記のとおり意見を述べます。

記

西沖の山発電所新設計画は、電源開発株式会社、大阪ガス株式会社並びに宇部興産株式会社が発電事業を実施するため、「山口宇部パワー株式会社」を設立し、供給安定性や経済性に優れた石炭を燃料とする火力発電所を新設するというものである。

計画の概要は、宇部市大字西沖の山（事業実施面積約267万㎡：陸域面積75万㎡、地先海域面積192万㎡）に汽力による120万kWの発電所を設置するもので、主要設備は、タービン、ボイラ、環境対策施設及び160m煙突等である。

貯炭場は、発電所東側に隣接する既設の宇部興産(株)沖の山コールセンター第4貯炭場を拡張して使用する。石炭については、宇部興産(株)沖の山コールセンター所有の既設揚炭機・既設コンベアにより船舶から受け入れ、新たに興産大橋に設置するベルトコンベアを經由して第4貯炭場まで送炭する計画である。

同社の石炭火力発電事業においては、利用可能な最新技術である超々臨界圧（USC）の発電設備の導入により単位発電量あたりの二酸化炭素排出量を抑え、低炭素化を推進するとともに、硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじんの排出を抑え、地域環境への負荷抑制を図るとされている。

今後、事業計画の更なる環境影響評価にあたっては、以下の事項について十分検討する必要がある。

1 環境影響評価全般に関すること

(1) 事業計画関係

石炭火力発電所の必要性及び電力業界で策定した電気事業における低炭素社会実行計画の目標達成に向けた具体的な仕組み及び内容を準備書に記載すること。

2 個別事項に関すること

(1) 大気質

事業実施区域周辺は、既存の石炭火力発電所が複数立地していることや中国電力(株)新小野田発電所から製油所や宇部興産(株)と大規模な沿岸工業地域であることなどを踏まえ、調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。

また、全国的には屋内式貯炭場を設置する発電所も相当見受けられる。屋外式である本計画の貯炭場からの石炭粉じんについては、暴風などの気象状況も十分考慮し、調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 水質

温排水を周辺海域に継続的に排出することにより、排出口付近の海域の温度や生物相への影響が一定程度考えられる。また、厚東川の河口部に立地されるため、近隣の発電所から排出されている温排水と重畳する。そのため温排水の拡散は多岐にわたる要因が複雑に絡み合うこととなり、温排水による影響範囲や程度は常に変化すると考えられる。温排水の影響については、通年で調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。

また、温排水の水中放水による底泥の巻上げについても、地先海域が遠浅であることを十分考慮し対策を検討すること。

(3) 温室効果ガス等

本事業の発電方式については、超々臨界圧発電を採用しているが、施設の効率的な運営管理や最新技術の動向を含め、温室効果ガスの一層の低減策を検討すること。

また、二酸化炭素を大量に発生する石炭火力であることから、温室効果ガスの評価については、事業実施区域から排出される温室効果ガスの量を予測計算するだけでなく、調査、予測及び評価の基本的な手法を用い、大気中の二酸化炭素濃度に対する影響なども客観的に検証した上で、二酸化炭素排出の低減が図られていることを評価すること。